平成 19 年 第4回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成19年 8月 1日　　開 議　午前9時30分

	副議長	おはようございます。山西毅議長より病気療養のため欠席の届出がありましたのでご報告いたします。ただ今の出席議員は２０名であります。定足数に達しておりますので、これより平成１９年第４回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります町長のごあいさつをお願いします。町長　栗田隆義君
	町長	皆さん、おはようございます。本日は平成１９年度第４回のまんのう町議会臨時会をお願い申しあげましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい所、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ところで７月１４日の台風４号は、大型で強い台風との予想であり、被害が心配されておりましたが、水防本部を設置することなく通過し町にとっては、これ以上にない恵みの雨をもたらしていただいたところでございます、これによりまして５月末に設置を致しておりました渇水対策本部を７月２３日に解散をいたしました。しかしながら、今後も起こりえる水不足の、根本的な解決方法を今後検討してまいりたいと考えております。また、かねてより準備を進めており議員の皆様方からご支援、ご協力をいただいておりました、まんのう町商品券につきましては本日から発売することになりました。本当にありがとうございました。また、本日お願い申しあげております契約の締結２議案につきまして、慎重審議のうえご決定賜りますようお願い申しあげます。
	副議長	ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
日程第１		日程第１　会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において １３番　高尾　幸男君 １４番　松下　一美君 を指名いたします。
日程第２		日程第２　会期の決定の件を議題といたします。 お諮り致します。本臨時会の会期は本日１日間と致したいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって会期は１日間と決定いたしました。

日程第３	副議長	日程第３　議案第１号　工事請負契約の締結について（平成１８年度　まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事）の件を議題と致します。 提出者から、提案理由の説明を求めます。町長　栗田隆義君。
	町長	議案第１号　平成 18 年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。 地方自治法第 96 条第１項第５号及びまんのう町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 契約の目的　平成 18 年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事 契約の方法　条件付き一般競争入札 契約金額　　８億６９１９万円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　４千１３９万円 契約の相手方　香川県高松市西宝町１丁目８番２４号 株式会社　四電工　香川支店 理事支店長　馬場浩一 本工事につきましては、条件付一般競争入札とし、１２社から参加申請がありました。審査の結果１１社が参加資格を満たしており、１１社により去る７月２０日に入札を行いました。 入札に関しましては、県土木管理課の指導をいただきながら、町の規則を踏まえて執行してまいりました。 落札要件として、入札額が予定価格を下回るとともに、低入札価格調査基準価格を下回った場合、まんのう町建設工事低入札価格調査に関する事務取扱要領に沿って当該契約の内容に適合した履行がなされていないおそれがあるか否かの審査をします。 また、本工事においては低入札価格調査制度における失格基準価格を適用しており、予め設定した失格基準価格の 105 分の 100 を下回る入札価格により行われた入札については、当該入札は失格としております。失格基準価格の設定値につきましては、香川県の数値的判断基準に準拠することとし、低入札調査基準価格を下回った入札者が次の判断基準の全ての要件を満たしている場合のみ詳細な調査を行い、１要件でも満たさない場合は落札者としないこととしております。 １、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費用を計上しておること。 ２、直接工事費と共通仮設費の合計が、発注者の設計金額（直接工事費＋共通仮設費）の７０％以上であること。 ３、現場管理費と一般管理費の合計が、発注者の設計金額（現場管理費＋一般管理費）の２０％以上であること。

	町長	本工事の入札につきましては、低入札価格調査基準価格を下回った入札が１１社中７社ありました。その内失格基準を下回った社が４社ありました。そこで、落札要件を満たした業者のうち、最低入札額の四電工株式会社香川支店の入札内容について契約審査委員会で審査の結果「当該契約内容に適合した履行がなされると認める」と判断されましたので、今回議案として上程したものであります。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
	副議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 ここで暫時休憩をいたします。　　休憩　　９時３８分
	副議長	休憩を戻しまして、会議を再開します。　　再開　１０時１５分 これより、議案第１号の質疑にはいります。質疑はありませんか。 ２番　小亀重喜君
	小亀議員	はい、小亀です。ただ今の別室で付議事件１号の低入札価格調査制度についての説明が主だったかと思うんですが、その低入札価格調査制度についての執行部の見解を求めたいと思います。すなわち、低価格応札者を、まあ限度を越えた低価格応札者を失格とする根拠の正当性ということになろうかと思うんですが、香川県の指針に準じたというんですが、私自身は県に右へならえということで本当に良かったのかということをちょっと疑問に感じとります。目的とすれば品質の確保であったり、適正施工をめざすということだと思うんですが、その準用にもそれであるならば最新の注意が必要だったのではないかと思っております。今現在、香川県の例にならっていうことでご説明があったんですが、それはたぶん数値的判断基準の設定以外のその他の調査項目であるとか、工事内訳書設定についての留意事項等も準用されているものだと思うんですが、例えば、県の方で２番目にさき程町長がご説明ありました、直接工事費と共通仮設費の合計が県の設計金額の７０％以上であると、それから、もう１個が現場管理費と一般管理費の合計が２０％以上であるというご説明があったかと思うんですが、これまあ、香川県ではご説明があったとおり、そのとおりなんですが他県の例を見ましたら、７５％以上、上のほうがですね、前者のほうが７５％以上、それから後者のほうが香川県の場合が２０％以上のところが他県では３０％以上のところが多く見られると思うんです。まあそのあたりを、なぜまあ、香川県の中の自治体であるから香川県を準用するのはわかるんですが、もう少し他の県はどうなっているんかと、注意が必要だったんではないかなあと思います。それから、それ以外に共通仮設費定率分というのが規定がよく見られます。これについての検討はなかったのかと思います。それから、同じく他の例になってしまうんですが、今回のこの規定というのは、一般土木の世界での規定だと思っております。他ではですね、電気設備工事、建設工事につきましては、ちがう準用規定を唱えているところがあります。それ

	小亀議員	らについての検討なかったのかと思います。それがまあ１点の数値的判断基準についての疑問でございます。それについてのお答えをいただけたらと思います。それからその他の調査項目の中で県の方で１～９までずらずらと書かれておるんですが、その中でなかったものが、これもちょっと抜け落ちているんじゃないかなあと思うんですが、環境の時代といわれていますので建設副産物廃棄物処理等の搬出予定等についての調査が行われているのかどうか、それから、またこれも大事だと思うんですが、県のほうには書かれておりません。安全対策は十分なのか、このあたりも他県にはずらずら書かれております。これについての調査が行われているのかなあということがあります。それからもう１つ、低入札価格調査を受けたものとの契約締結についての話として、県のほうでは契約保証金として１００分の１０と規定されておりますが、これも他では１００分の３０以上、同じくやはり十分な施工ができるかどうかということを、おもんばかっての規定だと思います。そのあたりの比較検討が出来ているのかどうかということです。それからもう一つ、中間検査の実施はどうなのか、下請業者への適正な支払確認のための立入調査の実施などは、その中にはっているのか、それをぜひお聞かせいただきたいと思います。それが一応、今の低入札価格調査制度についての執行部の見解をお聞かせいただきたいというところです。 　あと２点なんですが、もう１点は設計会社と整備工事落札者との関係ですね、さき程も別室で同様の意見があったかと思うんですが、ＳＴネットさん、それから四電工さん、ようは同じく四国電力グループだと思います。これについてどうしても世間一般的にはグレーな印象をぬぐいきれないんじゃないかなあと思います。仕様書、設計書作成から入札実施の過程までの公正さ、透明さはどのように確保されたか、それについてもお答えいただけたらと思います。それから、もう１点今回すぐこの工事の発注等々が終わりましたらセンター装置があります。センター装置をなぜ一緒にしなかったのか、一緒にすることによって工事費の圧縮が図れたのではないかなあと思います。それについての見解以上３点でございます。よろしくお願いします。
	副議長 企画政策課長	企画政策課長　齋部正典君 　小亀議員さんのご質問にお答えいたします。契約関係は総務課の方でお答えをさせていただきますが、その内容の産廃また安全対策のお話でございますが、もちろんこれだけ大きな規模の工事をやるわけでございます。安全には十分注意を時間がないとしても十分な安全対策の報告書をもちろん、施工体制を出さすときにですね、出してもちろん打合せを十二分に行うことになります。 　産廃にいたしましても、まあ今回の工事でコンクリート構造物を壊すとか、何とかいうのはございませんが、やはり沢山に線関係を使います。それを線を使うということは切ったりすることも、残った残芯の処理問題も出てきます。そういうのも正規の契約段階にもですね、処理の方法、すべて書類を提出させることになってきます。あと中間試験ということもいわれてましたが中間といいますか、絶えず１週間といわずにですね、現場事務所での私どもの方の担当者と現場代理人等の打合せを常時行って進捗状況

	企画政策課長	また、住民苦情とかですね、さまざまな問題の調整をもちろん図っていかなければならないと思っております。現場の立入についても同じでございます。絶えず現場の方には私どもの方の担当が立ち入ってですね、諸問題が起きないように注意をもちろんしていく所存でございます。あとＳＴネット、四電工のお話が今でましたが、今いわれましたようにＳＴネットは四国電力の１００％出資会社でございます。四電工もそのグループかというお話もありますが、確かに四国電力の業務を一手に引受けて四電工はやっておるわけでございます。この中で税法上にもありますように同属グループであればですね、同属会社というのは入札、またそういう行為に一緒にすることは出来ないというのがですねあるわけですが、四電工の場合にはまず、出資関係、四電工からの出資が５０％ございません。３０．７６だったと思っていますが、３０．７６％の出資比率で、問題ないということと同じ会社間のＳＴネット、四電工間の役員の兼任、またそういうふうな交流関係は確認をいたしました。それにもございませんでしたので、これは問題がないと、逆に排除することが出来ないということでございます。あとセンター装置と一緒にすれば経費の削減が図れるのではないかとのご質問でございますが、今回の工事は現在、明許繰越のうえで行っております。来年の３月いっぱいをもって完成をしなければならない。大変厳しい工期の中でのことでございます、よって電送路の工事が出来次第にまず、線を張る準備をしたいということでですね、今回の電送路の発注といいますか工事業者を決めさせていただけたらと思っております。これは、センター装置の設計があがるのが８月の中旬近くになります。よってそれが、それと一緒にすればおのずとそれから入札をし、またこれが低入札の対象となってきた場合にどんどんと工事が後ろにずれてまいります。９月若しくはそれ以降にずれた場合には、残期間での工事完了というのが大変むずかしいということもございました。よってまずは、線の事業者を決める、そしてセンター装置はセンター装置の事業者を決める、２本立てを考えました。今いわれましたように経費の問題でございますが、これは会検の対象にもなっておりますので十分なこれは私どもは調査をさしていただきました。電送路での発注、センター装置での発注、別々に分けて発注することに対しまして四国総通局の方にも十分な確認をとっております。県の方にも確認をとりました結果、これは問題がないということでもありますので、この２つに分けて速やかに工事に入りたいということで分けたものでございます。以上でございます。
	副議長 総務課長	栗田義郎君 小亀議員さんの数値的な判断ということでございますけれども、まずあの１つ目にはですね、今回の一般競争入札そのものが、まんのう町として今回初めて今年度から行ったわけでございまして、特に低入札価格でありますとか、資格基準の基準をどこに置くかというのにつきましてですね、これにつきましては、県の土木管理課の方から相当何回も県の方へ赴きまして指導なり、協力をいただいておるところでございます。その中の判断として町としての判断基準は非常にむずかしい部分が実際問題ございます。

	総務課長	さき程いわれておりますように７５％が本当に適切なのか、７０％が適切なのか、６５が本当にいいのかというのは実際我々も非常に迷うとこでございますけれども、まあ今回につきましては、県の基準をそのまま準用させていただくというのが１つの大きな要因であったかと思っております。一番には、適切な工事、的確な工事をしていただくのがもう最重点でございまして、それがどこまでが一番、どの数値が一番大事なのかということでございますけども、まあ今回につきましては県との協議いろんな指導を受けながらですね、県の数字的な部分を示させていただいたような状態でございます。まずあの１０％がいいのか、１００分の３０がいいのかという問題もございますけども、まあこれにつきましてもですね、今回につきましては県の最重要ということでですね、重点的にそれをまんのう町も準用させていただいたというようなことでございます。以上でございます。
	副議長	２番　小亀重喜君
	小亀議員	ご丁寧な説明ありがとうございました。私自身も正直なところ全然明るくない部分がございまして、急遽調べてわかったようなことでございます。ただ問題なのはあの、さき程から例の何％以上で価格が決まった、決まらないということがまあ、論点になってしまっているのですが、実はその適正な工事をする安全な工事をするというのはその基準だけではなくて、他にいろんな調査の中の１項目だと思うんです。ですからあの、落札者を決めるためにそこは非常に重要な点であるんですが、さき程、齋部課長の方から言われましたけど常時安全な工事が出来るようにチェックしていくといいながら、どうしても今正直なところ頭の中では、その価格ほどあとの項目が重視されていないような印象を非常に受けたんです。ですから、一緒に今決めきれてない部分につきましてはその価格だけでなくて、いかに安全で大丈夫な工事が出来るかということをこれからどんどん詰めていっていただきたい、その気持ちだけでございます。以上で結構でございます。
	副議長	他に質疑ありませんか。 ３番　本屋敷崇君
	本屋敷議員	一点だけですけども、今回入札にかかります予定価格が１２億９千万、低入札が１０億３百万になってますけれども入札結果が８億２千７百万、ここで予定価格ですと約４億近い額が出てくるわけですけども、こうなった場合にですね、安かろう、悪かろうって話とかもね全国で出てきておりますけれども、こうなった結果は、要因はどこにあるとお考えかそこを聞かせていただかないと、これが適正なのかどうかということが僕らでは分かりかねる部分もありますし、こうなった原因というものを考えうるところを教えていただけるとありがたいかなと思います。
	副議長	栗田義郎君
	総務課長	本屋敷議員さんのご質問にお答えしたいと思うんですけども、それこそ４億円も下がった理由いうのは実際のところよくわかり

	総務課長	ません。ただ、あの低入札価格調査を当然行いました。その中でこの価格で本当に大丈夫なのかという部分は相当部分あります。 　例えば、作業員の積算についてもですね、設計ではこれだけやけども実際我々やらしてもらうだったらこれだけでやっていけますよというようなそれもあの、電柱１本１本精通しとるからこういうことでやっていけますよというようなこともございますし、今の手持ち工事の状況、それとか資材の購入先とか、過去の実績等々、あの相当数な調査をいたしております。その中で何億もの部分はこういうことで、我々やらしていただいても大丈夫なんだということはいただいております。まあそういうことで今の全国的な情勢を踏まえれば、これが十分適正な工事をやっていただけるというふうな最終判断をいたしたところでございます。以上でございます。
	副議長	３番　本屋敷君
	本屋敷議員	まあ、そうなりますとこの設計金額が良かったのかどうかと話は、ちょっとまあかかってくるのかなあと思ったりもするんですけども、そこは企業努力で４億円というかたちだと思いますけれども、ここで執行部の方に留意していただきたいのは４億円もの額が減らされた工事であるということを肝に銘じていただいて施工管理の方をですね、それを十分にしていただくということが１番大事ではないかと思いますのでそこのほうをよろしくお願いいたします。
	副議長	他に質疑はありませんか。
	藤田議員	１０番　藤田昌大君 　本屋敷議員の部分に関連するんですが、施工管理の問題が一番重要だろうと思うんですね、ですから今の状況の中でその会社のですね、中身、資質の問題をちょっと十分吟味していただきたいなあと思います。と申しますのが今労働条件が非常に悪くなって切下げられていく中でですね、こういった低価格の入札が行われているような気がするんですよ。そういった中ではですね、やっぱり労働者の労働条件がきちっと守られているか、無理をされてないか、そしてまた下請、孫受けといった部分でですね、非常にそういった部分がですね、軽視されてないかということが非常に重要になってくると思います。もう一点、町の担当者のですね、そこまでの管理やそういった出来る能力があるのかないのか、そしてまた、そのこれからこの部分をですね、ずっとやっていくための受け皿が今からできるのかできんのか、これ町長の決断だろうと思うんですねえ。要は当然これが入れば議会もみんな関心ごとが一番多いと思いますが再来年には、これ絶対ケーブルテレビでですね、議会中継があるだろうと思うんですね、そこまでのセンター方式の部分をやっていきながら私たちがそれを受入れるか受入れられんのかがあると思うんです。それは契約とは別ですけれども、そういった部分の職員のこれからの訓練、そしてそういった部分をですね、やっぱりこれをやって１０億からの１０億近い予算の執行なんですね、それに伴う受け皿をきちっと町長がやっていくのかやっていかないのか、大きな問題があると思うんで

	藤田議員	す。ただやったわと、一切受け皿がないと使用ができないという部分になったんでは非常に困りますので、町長のこれからのですね、齋部君に聞くのはやっぱり誰が担当してどういった監修をしていってですねやっていくのか。それともう一つは町長にですね、やっぱりこれだけの予算をやりますのでその辺の人事配置も当然必要になってくるだろうと思うんですねえ、将来的な部分もどう考えているのか、とことんやってしまうという決意を持ってですね、やらんといかんと思いますのでこの工事を生かせる受け皿が、ぜひ努力していただきたいと思うんです。もう一つはちょっとずれますけど相対的にいいますと行財政改革のおりにこれだけのことをやるんですね、一般の人はなんじゃいという感覚を持っていますけどもこれ当然将来の投資なんですよね、そういった部分で本当にこれ生かせるのか生かされないのか、町長の胸先三寸にかかってくるだろうと思うんです。ただやったわ、それなりにしか流れんというのではいかんのですから、それぞれ町民をどう生かしていくか、職員をどう訓練して１００％に近い利用をできるのかということが非常に重要だろうと思いますのでそれを含めて、若干労働条件の部分とですね、あとの考えをちょっと聞かせていただけたらと思います。以上です。
	副議長	町長　栗田隆義君
	町長	藤田議員さんのご質問にお答えいたします。まあこの光ファイバーの整備が終わったあと、どういう利用方法を考えておられるのかということのご質問であろうかと思います。一応光ファイバーのケーブルを張るということはあくまでも手段をこしらえるということでありますので、まあそれを利用していかに有効活用していくかということが非常に重要になってこようかと思います。 議員さんの発言の中に議会中継というような言葉も生まれましたが、今回私どもが取組んでおるこのシステムに関しましては外部へ委託していろんな放送はしていただく、自分の町で独自にスタジオは持つというようなことは考えておりません。まあ光ファイバーがひけた後には議員の皆様方とも十分相談させていただいて、どういう有効活用をしていくかということも今後大いに検討して行きたいとこのように思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
	副議長	他に質疑ありませんか。 加地禎君
	加地議員	幼稚な質問になろうかと思いますけれどもこれ相当町あげての大きな金額の契約の工事になるんですが、これ工事終了後引渡し受けてですな、あとのアフターサービス最終年これ故障やいろいろ問題が起きると思うんですが、そういう面はどういうようなかたち、有料かそれともある程度の期間を絞って無償でやるかその点１点と、もう一つ保証期間はどれくらいうとておられるのかこれも非常にあとあと問題が塩江関係でも聞きますればいろいろ問題が、台風のあととかいろいろ問題が生じておるようでございます。そういうことを考えておるのか、それを一つ具体的にご説明をいただきたい。

	副議長 企画政策課長	齋部正典君 加地議員さんのご質問にお答えいたします。完成のあと引き渡しを受けたあとの保証なりどうなっているのかということだと思います。これは基本的に瑕疵行為として１年間はすべて四電工が、まんのう町内の工事によってでた不良とかすべてもちろん無償で直すという話であります。また、いろんな部品がつきます。この部品にはすべて保証期間があるわけですが、この保証の中でですね、故意に壊れたものでなくて部品の性能上のトラブルというのであればですね、その会社の方に商品の交換をさすというかたちになってまいります。以上でよろしいでしょうか。
	副議長 加地議員	加地禎君 これ１年ということでありますけれども、まあこのごろ家電の電気製品でも１年ということの期間くくられております。こういうことは、あの一つこれ１年というんで、はなで工事が終わってから引受けて１年たったらあとは知らんぞと、あとは有償になるんぞというようになるんですが、これ故障した場合は緊急ですぐ職員の手配なんかはできるんでしょうかな、高松、四国電工であれば高松の方から来ると思うんやが、まあこっちの方で光ファイバーの技術持ったんを琴平営業所など駐在さして、そういう支障にきたさない様な、そういうお話はできておるんでしょうか。それとあの部品によったら有償、部品によったら１年過ぎたらまた有償になるん、これえらい金額ににやわん保証期間が短いなあ、それ１年、１年いうんでくくっとんですか。契約の前から。契約の段階で１年、保証期間は１年ということでもううたわれておるんですか。どうですか。それちょっと聞かせて下さい。
	副議長 企画政策課長	齋部正典君 加地議員さんの再質問にお答えをいたします。瑕疵行為、瑕疵に関するものはですね、基本的には１年というのがございますが工事の不手際から発生したものに関しましては業者との打合せの中で、これには１年にはこだわらないところがあると思っております。ただその部品的な１個、１個の個々の部品につきましてはその耐用年数の中で設計上のミスとか、いろんなさまざまな問題でこわれるわけでございますがその場合には勿論無償での交換ということになってまいります。以上でございます。
	副議長	他に質疑はございませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第１号は、会議規則第 39 条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。

	副議長	よって議案第１号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第１号工事請負契約の締結について（平成 18 年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事）を採択いたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第４		日程第４　議案第２号　医療機器購入契約の締結について（平成１９年度遠隔操作式Ｘ線透視撮影装置一式整備事業）の件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。町長　栗田隆義君
	町長	それでは議案２号の提案理由をご説明申し上げます。議案第２号は、医療機器購入契約の締結についてでございます。地方自治法第 96 条第１項第８号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 この医療機器は、造田診療所において、レントゲン撮影装置一式を購入しようとするものであります。造田診療所に設置しているレントゲンの撮影装置は昭和６３年に購入したものであり、既に１９年が経過しているところであります。数年前より修理をしながら使用しているところでありますが、何年も経過しており、現在の機種での部品等は無くなってきております。したがいまして、故障すれば診療所業務に支障をきたしますので、今回購入しようとするものであります。 レントゲン撮影装置と致しましては、 透視用撮影装置一式・腹部、胸部、骨折などを撮影する装置、などを購入するものであります。 また、メーカーと致しましては、医師が使い慣れしている現在のメーカーである東芝を指定し導入することにいたしました。 また、指名業者の選定につきましては、東芝のレントゲン医療機器を取り扱っているところ、かつ、県内にサービスステーションを有していること、また、修理が発生した時の受付が２４時間、３６５日、受付可能であることなどを条件として、受け入れが

	町長	可能な業者を選定したところであります。ご理解を賜りますようよろしくお願いします。 1.　契約の目的 平成１９年度遠隔操作式Ｘ線透視撮影装置一式整備事業 2.　入札の方法 見積入札による契約 3.　契約金額 ９，８７０，０００円 うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ４７０，０００円 4.　契約の相手方 香川県高松市錦町１丁目１１の１１ 四国医療器株式会社 代表取締役　尾形龍紀 ご審議賜りご議決賜りますようよろしくお願いします。
	副議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森議員
	谷森議員	この遠隔操作のＸ線透視撮影装置ですが、ちょっとはっきり記憶が定かではないんですが、前に造田の診療所でこういうような医療機器を買いまして、その時に説明があったのはいわゆる中央病院か医大か忘れましたが、そこども何ですか、あの無線か何かでその撮影した分を送信して専門の医師から支持とか受入れられると、こういうような説明があった機器を何年か前に買うたかと私は記憶しておるんですが、この機器についてはいかがですか。
	副議長	宮地隆君
	琴南支所長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。現在、今ご質問されました機器等についても造田診療所の方で使っております。今回の購入するものにつきましては、それじゃなく現在、患者に対して実質的に現場で透視をしているというなことの機器でござい

	琴南支所長	まして、中央病院等の連携するそのシステムとはまた別の機器でございますのでご了承いただきたいと思います。
	副議長	谷森哲雄君
	谷森議員	それで、若干あのこの直接的なこの議案とは関係ないんですが、いわゆる造田診療所で中央病院ですか、との遠隔操作いうか無線でいわゆるＸ線か、投影した分を中央病院とか送信してその分で指導を仰ぐとこういうような機器を購入しておると、私は記憶しておるんですが、例えばそれがどの程度利用されておるのか念のためにお尋ねいたします。
	副議長	宮地隆君
	琴南支所長	谷森議員さんの再質問にお答えいたしますが、あの現在、私が聞く最近の状況を見ますとそこまでは今のところいたってない。医師が患者に対しての状況でどうしてもそういったシステムを利用して、県立の中央病院との先生に何といいますか病名等々、そういった内容等をですね、見ていただくいった場合の活用であって今のところはそういう患者等についてはございませんので、緊急的な要素をもったシステムであるというようなことを思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。
	副議長	他に質疑ありませんか。 小亀重喜君
	小亀議員	小亀です。すいません。さき程説明があったんですが今回は製品指定による見積入札というかたちになっているかと思うんですが、まず１点目が、東芝製製品に特定するということで良かったのかどうかということなんです。同等品メーカーとしましては、東芝の他に日立、島津、横川メディカル、富士フィルム、フィリップス等があろうかと思うんですが、まずなぜ東芝製と特定したのか、今理由としましては医師ですね、お医者さんの方が使いなれていると、それからまたお聞きしたところ県内で一番実績があるのは東芝製だというふうにお聞きしておるんですが、あのＸ線の透視装置の開発の論点というのは、患者負担の軽減だと思うんです。何かというとＸ線イコール被爆ですよね、放射性物質を浴びますのでその被爆量がどのくらい軽減できているのだろうか、それからスピードですね、出来るだけ検査というのはあまり患者にとってはうれしいものでございませんので、短時間で効率的に出来るということが求められているんだと思うんです。ですからあの患者側の論点ではなくて、使い勝手とか実績からそこを選んだということにちょっと疑問があります。本当に同じ価格帯で患者負担、患者さんの負担が少ないものを選定するという論点での協議はあったのかなかったのか、それがお聞きしたい点です。それともう一点は、さき程初期導入１９年たっていると、もう絶対に変えないかん時期だとこれもう当然だと思います。そこで考えたいのがＯＡ機器とかパソコン同様、医療機器もとんでもない日進月歩の世界だと思うんです。私が思いますのはトータル額では、高くなるんですが常に最新の環境を整えるという意味でリース医療機器のリースというのはかなりだいだい的に取り入れられています。そのようなリースによって高いんですけど一番コストで

	小亀議員	すね、トータルコストとしてはリースを考えて良かったんでないかなあと、そのあたりについてご見解をお聞かせいただけたらと思います。以上です。
	副議長 琴南支所長	宮地隆君 小亀議員さんの質問にお答えいたします。東芝機器に選定した理由でございますが小亀議員さんの方から言われましたけども、県内における取引が東芝機器が非常に多いというのと、そういったサービスステーションにつきましても東芝機器のサービスステーションが多いということでございまして、他の機器の医療メーカを調べてみましても県内にはなかったというところがございます。そういった関係で東芝機器にさしていただいたのも一つの原因でありますし、というのは先生が使用するにしてもほとんど東芝機器を使っての使用であるというところからもあるかと思いますのでご理解を賜りたいというように思います。患者に対してのそのＸ線の出るところでございますけれども、そのものについては今回の機器につきましては過剰なＸ線が出ないような装置を装備したものになってございます。１９年前のはそこまでの装備ができておりませんでしたので、今回のはそういった装備を備えたものとして購入する予定でございます。２点目のリースの問題でございますが、ご覧のとおり機器のリースをしますと購入価格より何倍も高くなるケースが多分に多いかと思います。そういった中で今回の医療機器のようなものにつきましては、非常にまあ定価的にも高いものでございますが購入したものが何倍も安くなるというところから、購入するようなことで検討させていただいたところでございます。以上でございます。
	副議長 藤田議員	藤田昌大君 藤田ですが、医療機器の部分についてＸ線の部分ですがねえ、ですから１９年たった部分で部屋の問題がちょっと気になるんですよ。例えばＸ線ですからやっぱり被爆の部分で大きな問題になってくると思うんですけど、このごろ歯科医でもありますし、ありますけれども、その辺の１９年たった部分を即機械の導入だけで対応できるんかということをお聞きしたいんですが。まあＸ線ですから被爆の部分はありますので、その部屋の改築とかそういったことは大丈夫なんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですよろしくお願いします。
	副議長 琴南支所長	宮地隆君 藤田議員さんのご質問にお答えいたしますが、今も現在使用しとる部屋につきましてはレントゲン室と言いましてそういったものが飛ばないようにといいますか、そのような部屋で現在実施しております。年２回法定的にそういったレントゲンの放射線が漏れとるかどうかという検査を行うようになっておりますが、現に半年に一度、年２回でございますがそういった調査をしてございます。従いまして現在の部屋で十分いけるかなあということを考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

	副議長	他に質疑ありませんか。 加地禎君
	加地議員	ちょっと幼稚な質問でございますが、今小亀議員が質問いたしましたリースの問題が出ておりましたが、あえてこれご質問をいたすわけでございますが１９年間使用しておるということでございますけれども、ただこれあの、この期間の間年数はなるほど長い期間でございますけれども、使用量は使用度はどのくらい使用しておるんでしょうか。これ機械が古いから、よけつこておるというんではないんですわ、これ使用度数によって年限が決まってくるんです。こういう医療機器ちゅうのは。それ宮地君知っとると思うんですが、１９年という歳月は長いんですけれども琴南の造田地区では１年間にレントゲンＸ線を使っておる患者は大体１９年間に１年に何名で１９年間どれくらい使用しておるのかそれを一つお尋ねいたしたいです。使用量が少ない場合にはかえってリースの方が安あがるんです。買取よりは。リースであれば３年なり５年には医療機器が部分的にも変わった段階で新しい分を設置、替えてくれるんです。無償で。その機械の差額はありますけれどもかえって使用度が少ないのはリースの方が安いということを私は承っておるんですが、そういうことを一つお尋ねいたしたいと思います。 それとあの今、支所長の方からご報告がありました香川県で東芝が一番多いというデータあんたとっとんでしょうか。データでは三菱とか日立が非常に多いそういうことを私聞いておるんですが、東芝が多いというデータとっとるんですか。それやったら後ほど見せていただきたいと思います。以上です。
	副議長 琴南支所長	宮地隆君 加地議員さんのご質問に答えたいと思います。レントゲンの使用量でございますが１日あたりで７人ぐらいなところでございます。ここの診療所につきましては、月、水、金、一週間に３回しますと月に１２回でございます、従いましてそれに７倍すれば８４回ですか、要するに月に８４回程度のレントゲンを使用しておるというところでございます。ただまあ、ご覧のとおりここの今購入しようとしよるのは当然バリウムを飲む胃の検査とか、骨折等によるレントゲンの一般装置、腰あるいは頭部等のするものもございます。そういったもの合わせての装置でございますので、ご理解を賜りたいというように思います。それとまあ、私も実際データ的なところはもってございませんが，聞き取りによる医師等の話の中で聞き取りによりますとそういったことでございますので、別段私として東芝の機器がというようなどこどこ入れとるとかいうようなことはデータ的にもってございませんので、そういう面はご理解をいただきたいというように思います。それとリースにしたら安いというところでございますが本機器につきましては、定価的にしますと約２，９００万円、総合的に２，９００万円ぐらいなところでございます。そういった中で約１／３強の購入価格で落とされておるというところでございます。なお、そういったものにつきましてはやはりリース等にすれば当然、元の

	琴南支所長	定価価格でいきますとかなりの金額になりますので、こういった医療機器については購入する方が安くあがるのではなかろうかなという判断をさしていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいというように思います。
	副議長	他に質疑はありませんか。 大西豊君
	大西豊議員	あの、私もいろいろ質問しようと思ったんですけど、いろいろさき程小亀議員、最後は加地議員、まああの患者側の立場に立っての危機またリスクの問題について触れましたが、ありましたが私の立場で、あのまあ事前にいろいろ調査をしたかったわけでございますが事前に説明があるということでありましたが、説明がありませんでしたので質問させていただきます。まず加地議員も今質問しましたが、平成１７年１８年度、１年間に当診療所においてその装置を使った症例は何例ぐらいあったか。例えば胃透視とか間接造影とか動脈瘤の造影など、それともう一つは、あの今まんのう町には２つの診療所があると思いますが、この装置につきましては、レントゲン装置については１つの施設であるか２つの施設あるかまず１点目、次に大きな国の方針から見た場合、今、国は医療機関の完結型医療から地域完結型医療へと変わっております。すなわち、医療機能の分業、連帯ということを国がうたっておりますが、通常あの簡単にいいますとかかり付け医としての役割をどのように考えているかということが問題です。この審議会の中でもかかり付け医は国民が身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談が出来る医師としての役割を果たすこと、また患者の病状に応じて適切な医療機関を紹介することをはじめ、常に患者を支える立場にたって重要な役割を担うこと。 また、診療時間においても患者との患者の病態において患者またその家族の連帯が取れるような適切な対応することが求められておりますが、このへんについてどのようになっているか。またこれに関連してですが、今あのへき地診療をホームページで見てみますと、県下８市９町の中で島の部分を除きまして県下に５診療所あります。まあそういう中でまんのう町には資料によりますと２施設ありますが、そこれへんについての将来的なこと、統廃合についても含めてそういうことを考えてこういう機器を導入にいたったかどうか、そこらへんについてお伺いします。それと、さき程も申しましたが本来ならあの医療の分業ということで、放射能を浴びるということは体に大変危険であります。そういう中で今の技術としてはこういうむずかしい問題、専門いう問題もあるんで現在は胃にしてでもカメラが主流だと思います。そういうことも含めて、そういう複雑になっている関係で国においてもそういう分業化、あの開業医、診療所のあり方についてうたわれておりますが、こういうことも踏まえて今回の機械の導入になったんかどうか、大きな面と数字的な面について、必要性についても答弁いただきたいと思います。
	副議長	宮地隆君
	琴南支所長	大西豊議員さんのご質問にお答えしたらと思います。１７年、１８年度のそれぞれの機器の件数でございますが、それについて

	琴南支所長	は私の方で掌握してございません。ただお聞きしとるのは、さき程加地議員さんにお答えしたとおりでございまして、１日あたり大体７人、平均７人ぐらいなレントゲンをとっておるということをお聞きしております。そういうことで、その他これ以外に今、大西議員さんの方からいわれました胃カメラあるいは内視鏡である腸の検査等についてもしてございます。胃カメラにつきましては、お手元の資料にあるモニターがございますがモニターを見ながら胃カメラなり腸についてはやってるわけでございます。 　当然このモニターにつきましては大きいバリウムの飲んでいるその検査についても使いますけれども、胃カメラ等についてもモニターを使用して実施しとります。大体まあ月にそのものにつきましても毎週２人ぐらいは実施しとるかなあということをお聞きしております。従いまして、月に多い時もありますが少なくても５人程度は胃カメラ等にも利用しとるかなあということを考えてございます。それと診療所につきましてはご覧のとおり造田診療所と美合診療所がございます。造田診療所には本機器がセットでございますけれども、美合の方につきましては一般のＸ線管保持装置、写真にありますように左の端の一番下でございますがそのものはございます。ただし、そのあとの機器についてはございませんので壁にこうスイッチ等々のわかるようなものがついてございまして、それによって操作をしておるようでございます。というのは骨折等々がございます時に美合の診療所でそれは出来るようにしております。　なお、胃あるいは腹部等については造田の方の診療所で実施しとるというところでございます。それと大西議員さんいいましたように本町の美合、造田につきましてはへき地診療所として運営をしとるところでございます。患者につきましても、ほとんどは旧琴南町の今でいう琴南地域の方々がほとんどでございますが、件数的にいいますと造田の診療所で件数が約年間でございますけども３，６７３人の方が件数としてあがってきておるわけでございます。延べにしますと７，２６７人というような造田の診療所が利用されてございます。合わせて美合の診療所が３，４２４人、延べが８，０１１人というような状況でございます。造田診療所が月、水、金、美合の診療所が火、木、土という週を分けまして運営を診療を実施しておるところでございます。そういった状況で診療所につきましては運営をしとるわけでございますが、医師につきましては、県の派遣されとる医師でございます。そういった関係でへき地診療所の役割を十分認識していただきまして運営をされておるところでございますが、当然往診等も行かれてございます。往診等も１日それぞれ美合、造田あるわけでございますが、大体７人程度を往診にまいよります。従いました美合の方の往診に行きますと山あり谷ありでございまして、１回上がってきたらまた谷に降りてきて次の山へ上がらないかんというようなところがございます。しかしながら先生につきましては、そういったことも言わず一生懸命がんばっていただいておるかなあと。住民のどちらかといいますとサービスに、医療サービスに徹していただいておるかなあというように私どもは考えてございます。どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。
	副議長	大西豊君

	大西豊議員	今、課長の方から答弁いただきましたけれど、こういうあの検査に伴うリスクいうんはどこの病院でもあると思います。特に造影剤なんか投与した場合、緊急事態が発生した場合そういう連携はきちんと取っておられるのかどうか、過去にそういう実績があるのかないのか、あの大きな病院であってでもその副作用によって、検査による副作用によって即手術しなければならない事例もあるようであります。まあそういう意味で、さき程私申しましたが病院の機能分担いうことが国において医療事故を踏まえてうたわれておるようでありますので、そこれへん過去にそういうリスク、あの検査によっての事故があったのかないのか、その連携のことについて、それとさき程、課長の方からへき地診療所の規定云々いわれておりましたけど、へき地診療所設置基準を私手元にもっておりますが、へき地診療所設置しようとする場所を中心およびおおむね半径４キロメートルの区域内に他に医療機関がなくその区域内の人口を原則として１，０００人以上であり、かつ診療所設置予定地から、もよりの交通機関で３０分以上を要するとか、いろいろ細かいことが国によって基準がうたわれているようであります。また、まんのう町の集中改革プランにつきましても施設の統廃合いうことがうたわれております。やはりあの安全性、住民の安全性を考えた場合やはりその辺の機能分担いうのは私は必要でないかと思いますが、出来ればそこの辺の町長の将来的な考え方も踏まえて、また今回の機器を購入するに当たってそういう改革プランとか将来のことを考慮されてしたのか、あの一般的にいわれておるのはやはり統廃合して充実する。２つあるので１つにして充実するということも国においてもうたわれておるようでございますので、今すぐどうこうは出来ないかもわかりませんが、そういう将来的な展望がありましたら、町長の方から答弁いただきたいと思います。
	副議長 琴南支所長	宮地隆君 あの、さき程質問の中にありましたことを再質問の中でしていただきましたので、私の方から先に説明させていただきたいと思います。医療機関の連携でございますけれども現在のところ先生の方から医療のミスといいますか、そういったものであるいは、医療途中などで緊急に紹介したというようなことはございません。ただし、救急車等で運ばれて来た場合にここではもうちょっと無理だと診療できないというた場合につきましては、丸亀労災あるいは善通寺の国立病院とか滝宮病院などへ紹介をしてそちらの方へいってもらっております。そういったケースがほとんどでございまして医療の途中で事故的な発生の中で病院紹介していったというようなことは私が記憶しとる中では今のところございません。それと住民の安全性につきましては、当然考えて実施しております。今、大西議員さんからへき地診療所のこといわれましたけどもお手元にもたれとる資料を読まれたようでございますが、そのとおりでございまして、４キロ以内といいますか、４キロ以上のところで以内などで医院があれば当該へき地診療所なりません。　造田診療所でございますが、ご覧のとおり長炭に医院がございます。ちょうどまあ４キロをちょっと越えておりますので造田の方もへき地診療所として該当するということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

	副議長	町長　栗田隆義君
	町長	大西議員さんの質問にお答えいたします。今、造田地区と美合地区に２つの診療所がある。将来的に統合も考えておるのかということでございますが、今２つのこの診療所ですが、へき地医療に大いに今までに貢献されておるし、今の状況を見ておりましてもかなり患者の方も多いし先生も本当に一生懸命に献身的にがんばっておられる状況でございますので、おおいに地域の地域医療に今のところは貢献していると思っておりますので、今の状況を見届けて行きたいなとこのように思っております。
	副議長	大西豊君
	大西豊議員	あの、さき程課長の答弁では距離が４キロ以上いわれておりましたが、４キロ以上かつ３０分以上を要するものにということが基準にはうたわれており、その必須条件が私個人があのホームページで見ただけで十分でないかと思いますが４キロ以上かつ３０分以上要するものいうことでやっぱり２つはいうことも、そういうことも指針にうたわれているようでございますので、それともう一つは集中改革プラン、今町長が沢山の方が利用されており有効に利用されておる。まあ大変結構なことであります。昨年の私も一般質問の中でそういう類似する機関が公共料金が払えないほど経営状態が悪くなっとるいうことも、執行者側からの答弁がございました。やはりこの機械についても国の方から私調べたところでは４９８万、国の方から県でなくして国の方から４９８万７千円の助成金があって購入されたように聞いております。個人の病院であればそういう高額な機械は対等な立場で出来ない部分もあります。やはり、あの新しいまんのう町が行財政改革の中で合併をし、既存施設の有効利用、統廃合をうたっておる中においてやはり、もしこういう新しい機器をどんどん導入することによって地域の内の病院が機能しなくなる、廃業をしなければならないような状態になった時には本当にどっちがいいのかなあという危惧もしますし、１番は国の方針によって医療の分業化ということが大きくうたわれておりますので私も資料をインターネットよる資料だけでございますので、すべてではないと思いますけど今後改革するうえにおいてやはりこういうことも大事でないかと思いますので私の意見として述べておきます。以上です。
	副議長	他に質疑はありませんか。 （なし） これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第２号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。

	副議長	よって議案第２号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第２号医療機器購入契約の締結について（平成１９年度遠隔操作式Ｘ線透視撮影装置一式整備事業）を採択いたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これにて平成１９年度第４回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	散　会	散　　会　　１１時１９分

		地方自治法第１２３条第３項の規定により署名する。 平成１９年８月１日 まんのう町議会副議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員